

与那原町
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

令和3年3月
与那原町

目 次

はじめに

第1章 計画策定の考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと計画期間	2
3. 計画の基本理念	2
4. 計画策定の体制	2
第2章 障がい者の現状	3
1. 障がい者数とその推移	3
2. 身体障がい者数	4
3. 知的障がい者数	5
4. 精神障がい者数	5
第3章 令和5年度までの成果目標	6
【第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標】	6
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	6
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3. 地域生活支援拠点等の整備	7
4. 福祉施設から一般就労への移行	8
5. 障害児支援の提供体制の整備等	10
6. 相談支援体制の充実・強化等	11
7. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	12
第4章 サービス等の実施に係る基本方針	13
第5章 障害福祉サービス、障害児支援給付、地域生活支援事業、その他の事業の 種類ごとの実績及び見込み、並びに方策	14
1. 障害福祉サービス	14
(1) 訪問系サービス	14
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居住系サービス	22
(4) 相談支援	23
2. 障害児支援給付	25
障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	28

3. 地域生活支援事業	29
<必須事業>	
(1) 理解促進研修・啓発事業	29
(2) 自発的活動支援事業	29
(3) 相談支援事業	30
① - 1 障害者相談支援	
① - 2 基幹相談支援センター	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	
③ 住居入居等支援事業	
(4) 成年後見制度利用支援事業	32
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	32
(6) 意思疎通支援事業	33
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	
② 手話通訳者設置事業	
(7) 日常生活用具給付等事業	33
(8) 手話奉仕員養成研修事業	34
(9) 移動支援事業	35
(10) 地域活動支援センター事業	35
<任意事業>	
(1) 日中一時支援事業	36
(2) レクリエーション活動等支援 (Mix スポーツ教室)	36
4. 地域生活支援促進事業	37
(1) 障害者虐待防止対策支援事業	37
(2) 医療的ケア児等総合支援事業	37
(3) 発達障害児者及び家族等支援事業	38
5. 更生医療、重度心身障害者医療費助成 (参考データ)	39
第6章 本計画の推進及び評価について	40
1. 進行管理体制	40
2. 国や県並びに近隣市町村との連携	40
3. 民間ボランティア等との連携	40

第1章 計画策定の考えかた

1. 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため平成28年3月に「(第2期)与那原町障がい者(児)計画」(8か年計画)を策定しています。

与那原町障がい者(児)計画では、障がいがあっても住み慣れた地域で、自分らしく自立した社会生活を営むことができるように、新たな法制度に基づき総合的に多様な福祉施策やサービス提供基盤の整備を推進してきました。

障害福祉制度は、平成28年に「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」の施行や「発達障害者支援法」の改正、平成30年に「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正等、障害福祉を取り巻く状況は変化しています。

このような中、平成30年3月に策定した「与那原町第5期障害福祉計画」及び「与那原町第1期障害児福祉計画」(3か年計画)の計画期間が令和2年度末に終了を迎えることから、改めて、障害児者のニーズを捉えた障害福祉施策を推進するため「与那原町第6期障害福祉計画」及び「与那原町第2期障害児福祉計画」を策定します。

※障害者総合支援法 抜粋

(市町村障害者福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

※児童福祉法 抜粋

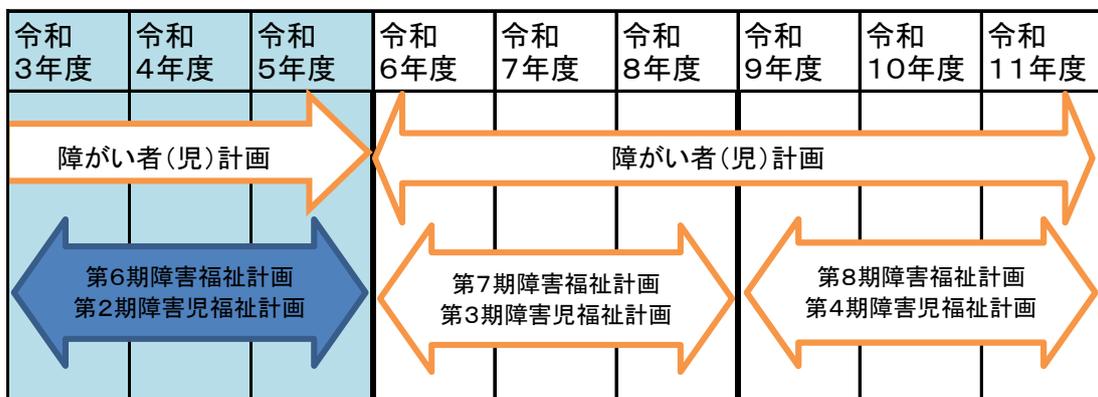
(市町村障害児福祉計画)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2. 計画の位置づけと計画期間

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく「障害福祉計画」「障害児福祉計画」と、障害者基本法に基づく「障害者計画」との関係は以下のとおりです。

<p>【障害福祉計画】 【障害児福祉計画】 (本計画)</p>	<p>各年度における障がい福祉サービス等の必要量等の見込み及び確保のための方策を定めるもので、3年を計画期間とし、3年ごとに見直しを行います。</p>
<p>【障害者計画】 (与那原町障がい者(児)計画)</p>	<p>障がいのある人の生活全般にかかわる施策の方向性(指針)を定めるもので、現在8年を計画期間としていますが、次期計画より6年計画にする予定です。</p>



3. 計画の基本理念

障がい児者の自己決定の尊重と意思決定の支援、入所等から地域生活への移行・地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応した提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組、障害福祉サービス等の提供を担う人材確保の取組、社会参加促進(文化芸術活動推進)、障がい児の健やかな育成のための発達支援を基本理念とし、障がい児者の地域における自立生活の実現を目指します。

4. 計画策定の体制

本計画は、障がい福祉担当課が関係する部局と調整を行い、相談支援等にて得られた障がい者等の声と、与那原町地域自立支援協議会からの意見等をもとに作成し、「与那原町障がい者計画等策定委員会」に諮問し、審議の上答申を受け策定したものです。

※「与那原町障がい者計画等策定委員会」は、医療関係者、障害福祉サービス事業者、教育関係者、障がい者又はその家族、地域の代表、行政関係者等の関係者で構成されています。

第2章 障がい者の現状

1. 障がい者数とその推移

本町の障がい者数は（障がい者手帳所持者数）は、令和2年11月末現在1,053人です。障がい区分別人数は、身体障がい者620人（58%）、知的障がい者170人（16%）、精神障がい者263人（26%）となっています。

令和2年11月末現在 単位：人

区分	人数
身体障害者手帳所持者数（身体障がい者）	620
療育手帳所持者数（知的障がい者）	170
精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障がい者）	263
合計	1053

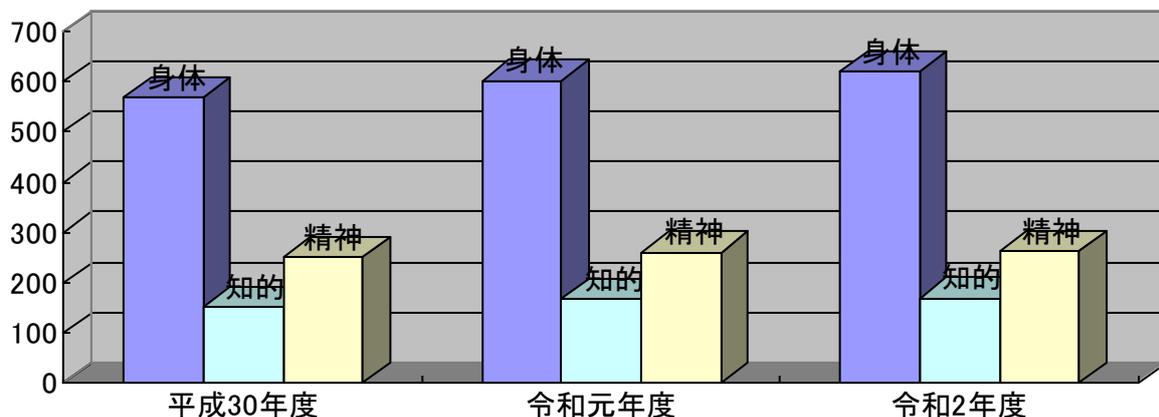
○障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者手帳所持者数 （身体障がい者）	569	602	620
療育手帳所持者数 （知的障がい者）	152	167	170
精神障害者保健福祉手帳所持者数 （精神障がい者）	252	261	263
合計	973	1030	1053

障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

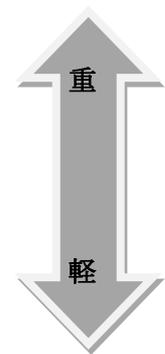


2. 身体障がい者数

身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）は、令和2年11月末現在で、620人です。年齢別では65歳以上の人が半数以上（65%）を占めています。障がい部位別にみると、内部障がいと肢体不自由が多く、等級別では、1級～4級までが大半を占めています。

区 分		人数（人）
身体障がい者 合計		620
年 齢	18歳未満	21
	18歳以上65歳未満	195
	65歳以上	404
障 がい 部 位	視覚障がい	35
	聴覚・平衡機能障がい	66
	音声・言語・そしゃく機能障がい	10
	肢体不自由	230
	内部障がい	279

等 級	人数（人）
1級	209
2級	80
3級	141
4級	114
5級	21
6級	55
合計	620



3. 知的障がい者数

知的障がい者数（療育手帳所持者数）は、令和2年11月末現在で170人です。B1、B2が大半を占めています。

単位：人

年齢	等級	A1	A2	B1	B2	計
18歳未満		1	15	11	28	55
18歳以上65歳未満		10	14	39	46	109
65歳以上		0	1	3	2	6
合計		11	30	53	76	170



4. 精神障がい者数

精神障がい者数（精神障害者保健福祉手帳所持者数）は、令和2年11月末現在で263人です。級別では、2級が159人で半数以上（60%）を占めています。

単位：人

区分	人数(人)
1級	61
2級	159
3級	43
合計	263



※障がいの等級等について

障がい手帳にはそれぞれの等級等があり、障がいの程度が重い順から、身体障害手帳は1級～6級まで、療育手帳はA1～B2まで、精神障害者保健福祉手帳は1級～3級までの等級が定められています。

第3章 令和5年度までの成果目標

障がい児者の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援等の課題に対応するため、本計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたり、令和5年度を目標として、次にあげる事項について、国の基本指針をもとにそれぞれの数値目標を設定します。

【第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標】

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

目標達成に向けては、在宅支援サービスの充実と相談支援体制の一層の強化を図るとともに、生活の経済的基盤となる就労支援やグループホームなど住まいの整備促進を進め、在宅移行をさらに促進する環境づくりに努めていきます。

○本町における数値目標設定の考え方

削減見込み目標値（C）は国の基本指針に基づき、令和2年3月31日時点の入所者の2%以上の削減、地域移行目標数（F）については、令和2年3月31日時点の入所者の9%以上を地域へ移行することを基本としています。

本町においては、地域移行目標数については現状、入所者のニーズや地域の受け入れの環境整備等が行われていないため、令和5年度末までに3名を目標値として設定しています。退所者数については地域移行目標数に加え介護保険サービスへの移行や高齢、死亡、入院等による退所者を3名見込んでおり退所者総数は6名を見込んでおります。また新規入所者については1人～2人/年を見込んでおり、令和5年度末までに5名を見込んでおります。

よって、施設入所者数の削減見込み数を1人（4%）とし、地域生活移行者目標数を3人（11%）と設定します。

■本町における施設入所者の地域生活への移行目標

事 項	数 値	備 考
現入所者数（A）	27人	令和元年度末（R2.3.31現在）の入所者数
目標年度入所者数（B）	26人	令和5年度末の見込み
削減見込み目標値（C）	1人（4%）	$C = A - B = E - D$ （国指針：目標2%以上削減）
新規入所者数（D）	5人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込
退所者総数（E）	6人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込
地域移行目標数（F）	3人（11%）	（E）のうち、地域移行目標者（国指針：目標9%以上移行）

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域移行を進める観点から、精神科病院や地域における援助事業者だけではなく、県・町等の自治体を中心として地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みが行えるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置していきます。

国の指針	すべての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
本町の方針	令和3年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を町単独で設置することを基本とし、地域自立支援協議会「地域移行・地域定着支援部会」において協議を行います。

事項	回数又は人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するため、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を目指します。

国の指針	地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
本町の方針	本町短期入所施設がないため、近隣市町村の短期入所施設の協力を得ながら令和2年度末までに圏域（近隣市町村）で整備することを基本とする（面的整備型）。また、機能の充実のため、年1回程度運用状況を検証及び検討していく。

※地域生活拠点等の整備にあたって必要な機能（国通知より）

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

○本町における数値目標設定の考え方

国の基本指針に基づき、実績値を踏まえ地域の実情に応じて設定します。

- ア 就労移行支援等を推進することにより、令和5年度中における一般就労移行者数を7人（令和元年度の数値の1.4倍）と設定します。
- イ 令和5年度末の障害者就労移行支援事業所の一般就労への移行者数を3人（令和元年度の数値の1.5倍）と設定します。
- ウ、エ 令和5年度末の就労継続支援A型事業所の一般就労への移行者数を3人（令和元年度の数値の1.5倍）、令和5年度末の就労継続支援B型事業所の一般就労への移行者数を1人（令和元年度の数値の同数）と設定します。
- オ 令和5年度末の就労定着人数を5人と設定します。また、令和5年度末の管内就労移行支援事業所（見込み）を1カ所とし、そのうち就労移行率が8割以上の就労支援事業所の数を1カ所と設定します。

就労移行支援事業所の就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策として、平成29年に設置した「就労支援部会」にて町内事業所と情報及び課題の共有を行い、障がい者の就労ニーズを把握していきます。また、職場定着率の目標達成のための方策として、地域での障がい者雇用への理解促進と雇用拡大を促しながら、障がい者の生活及び職場での課題を把握し、関係機関と連携し継続した支援を行っていきます。

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	5人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度（令和5年度）における年間一般就労移行者数	7人 （1.4倍）	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 （国指針：令和元年度実績の1.27倍以上）

イ 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数	2人	令和元年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	3人 (1.5倍)	令和5年度末の障がい者就労移行支援事業所の利用者数 (国指針: 令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加)

ウ 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	2人	令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	3人 (1.5倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績(国指針: 令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加)

エ 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	1人	令和元年度末の就労移行支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	1人 (1倍)	令和5年度末の一般就労への移行実績(国指針: 令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)の増加)

オ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	5人	国指針: 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする
令和5年度末の管内就労移行支援事業所(見込み)	1カ所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
令和5年度末における就労移行率が8割以上の就労支援事業所の数	1カ所	国指針: 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

5. 障害児支援の提供体制の整備等

ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、地域の中核的な支援施設として児童発達支援センターを中心に重層的な支援体制の整備を推進していきます。

国の指針	各市町村に少なくとも1箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
本町の方針	令和5年度末までに、圏域（近隣市町村）設置を基本とし検討する。町内及び近隣市町村事業者による設置検討。設置を促す方法等は関係各課（子育て支援課、健康保険課）、事業者と協議（必要に応じて自立支援協議会子ども支援部会を活用）しながら検討。事業者委託の場合、委託方法（単独、近隣市町村合同）は近隣市町村と協議実施。詳細は関係各課、町内事業所等とも協議（自立支援協議会子ども支援部会等活用）していくが、町内の実施可能な事業所に委託するか、あるいは町外の事業実施事業所（実施見込を含む）に委託するか等で検討。

イ 保育所等訪問支援の充実

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施できる体制を構築していく。

国の指針	全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
本町の方針	令和5年度末までに構築していく。 保育所等訪問支援利用者は徐々に増えてきており令和2年7月末現在7名となっている。保育所等訪問支援事業者も少しずつ増え、近隣市町村にも開所があり（町内なし）、利用希望者にはサービスを提供出来ている状況。利用者がさらに増え、サービスの提供が厳しい状況であれば、町内事業者等に対し、事業実施を検討してもらう。

ウ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児（医療的ケア児）が身近な地域で児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業等を利用できるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制を確保します。

国の指針	各市町村に少なくとも1箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
------	--

本町の方針	令和5年度末までに南部圏域での確保を基本とし検討。 確保方法として、令和2年7月末現在、本町で把握している重症心身障害児（医療的ケア児）8人は町内2ヶ所（4人）、近隣市町村5ヶ所（4人）の事業所に通えている状況。今後の重症心身障害児（医療的ケア児）数の推移や町内外事業所での対応の可否等を把握しながら、圏域（町内・近隣市町村）で足りているかを適宜検討していく。
-------	---

エ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため協議の場の設置及び関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的な支援体制の構築をしていく。

国の指針	各市町村において設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本町の方針	令和3年度末までに単独で協議の場を設置することを基本とし、地域自立支援協議会「子ども支援部会」において協議を行う

医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	令和2年度より1人配置済。令和3年度以降も配置を継続していく。
----------------------------	---------------------------------

6. 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築していきます。

国の指針	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。 これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
------	--

○本町の方針

事項	実施時期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 総合的・専門的な相談支援の実施 総合的・専門的な相談支援の実施見込み（か所数）	1	1	1
イ 地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12	12	12

地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

■相談支援体制の充実・強化に向けた具体的な方法

基幹相談支援センターにて実施。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成、地域の相談機関との連携強化の取組は、毎月実施の相談支援部会を活用し行う。人材育成は県研修等状況も把握・連携し取り組む。

7. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

本町において、障がいがあっても住み慣れた地域で、自分らしく自立した社会生活を営むことができるような障がい福祉サービスの在り方について議論してきました。

その中で、障がい福祉サービスを利用する一人ひとりの意向、適正、障がいその他の事情を踏まえ、利用者に障がい福祉サービスの提供を行っています。

今後、利用者にとってよりよい障がい福祉サービスの提供を行っていくためにも、障がい福祉サービスの質を向上させることが重要になることから、下記のとおり取組むこととします。

1. 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

事項	参加時期及び人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への市町村職員の参加時期及び人数	1	1	1

■備考

研修があれば都度積極的に参加します。

2. 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有

事項	構築時期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築			○
事業所や関係自治体との共有回数（年間）	0	0	1

■上記の具体的な構築方法

現状では審査に関しては国民健康保険団体連合会に委託しており、国保連での一次審査による警告の内容の確認のみになっています。今後請求内容の精査・分析を行うために必要な情報が帳票として確認できるようなシステムの構築を行い、着目点を絞りながら課題等があれば、事業所連絡会や自立支援協議会を通して情報の共有と課題の解決を行います。

第4章 サービス等の実施に係る基本方針

障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念を踏まえつつ、次にあげる事項を基本方針とし、利用者本位のサービスの実施に努めます。

○障がい児者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの部位、程度を問わず、障がい児者が自らその居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービス、その他の支援を受けつつ、障がい児者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

○障がい福祉サービス等の見込み量・質の確保

障害福祉サービス事業者等への（ニーズ等）情報提供し、量の確保を図ります。また量だけでなく、サービスの質の向上も求められることから、研修・講演会実施や情報の提供、地域自立支援協議会等を活用した事業者に共通する課題への対応、関係機関と連携を図りながら、良質なサービス提供体制の確保に努めます。

○福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者福祉施設から一般就労への移行、また、就労定着支援を積極的に進めます。

○相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児者、とりわけ重度の障がい児者や、重複課題のある障がい児者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域自立支援協議会（全体会、専門部会）の機能強化を進めます。

○障害児のサービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、医療的なニーズへの対応・発達障がい児・難聴児等への切れ目ない支援の充実のために地域自立支援協議会子ども支援部会等の協議の場の設置を進めます。

○制度の周知

地域における共生社会の実現に向け、様々な障害福祉制度の改革が進められており、障がい児者が適切なサービスを利用していくために制度への理解を深めていくことが重要です。制度の実施にあたっては、広報・ホームページ・SNS（LINE）活用や、窓口、訪問等の機会に制度の周知を行います。また、相談員や事業者等にも積極的に情報提供を行います。

第5章 障害福祉サービス、障害児支援給付、地域生活支援事業、

その他の事業の種類ごとの実績及び見込み、並びに方策

サービス体系

「障がい福祉サービス」「障害児支援給付」「地域生活支援事業」のサービスにより障がい者（児）への支援を行っています。

1. 障害福祉サービス

在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。サービスは次の4つに区分されます。

- (1) 訪問系サービス 障がい者等の自宅で提供されるサービス。
- (2) 日中活動系サービス 主に昼間に障がい者等が一定の場所に通って提供されるサービス。
- (3) 居住系サービス 主に障がい者に住まいの場を提供し、そこで一定の支援を提供するサービス。
- (4) 相談支援 相談支援系のサービス。

(1) 訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

①居宅介護

■サービスの概要

自宅で入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	a	33	37
1人平均利用量（時間/月）	b	16.0	13.4
サービス利用量（時間/月）	a×b	527	496

■見込み量・方策

・利用者数の実績は近年伸びは殆ど見られないが、新規利用者を見込んだ数値となっています。（毎年2名増）

・利用量については大幅な増減はないため、直近の1人平均利用時間数に利用者数をかけ見込んでいます。

・利用者の要望に対応しながら、必要な方には重度訪問介護等の適切なサービス提供を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	42	44	46
1人平均利用量(時間/月)	b	14.0	14.0	14.0
サービス利用量(時間/月)	a×b	588	616	644

②重度訪問介護

■サービスの概要

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。

■利用実績(令和2年度は見込み)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	2	2	1
1人平均利用量(時間/月)	b	334.5	331.5	176.0
サービス利用量(時間/月)	a×b	669	663	176

■見込み量・方策

・利用実績に基づき、大きな伸びは見られないが、居宅介護等からの移行者を見込んで新規利用者を2人見込んでおり、利用量は直近の1人平均利用時間に利用者数をかけ見込んでいます。

・本人や家族が重度訪問介護サービスを希望しない場合(施設入所の選択)もあるが、希望者には適切な対応を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	3	3	3
1人平均利用量(時間/月)	b	380.0	380.0	380.0
サービス利用量(時間/月)	a×b	1140	1140	1140

③同行援護

■サービスの概要

視覚障がいにより、移動が困難な人に、外出時において同行し、必要な情報提供や移動の援護その他外出に際し必要な援助を行います。

■利用実績(令和2年度は見込み)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	4	4	5
1人平均利用量(時間/月)	b	15.3	15.3	17.0
サービス利用量(時間/月)	a×b	61	61	85

■見込み量・方策

- ・利用者数に大幅な増減はなく、申請自体少ないサービスのため新規利用者は見込んでいません。利用量は直近の1人平均利用時間をかけて見込んでいます。
- ・現状維持。利用者の要望により対応します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	5	5	5
1人平均利用量(時間/月)	b	18.0	18.0	18.0
サービス利用量(時間/月)	a×b	90	90	90

④行動援護

■サービスの概要

自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

■利用実績(令和2年度は見込み)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	5	5	4
1人平均利用量(時間/月)	b	12.2	9.8	11.3
サービス利用量(時間/月)	a×b	61	49	45

■見込み量・方策

- ・利用者数に大幅な増減はなく、申請自体少ないサービスのため新規利用者は見込んでいません。利用量は直近の1人平均利用時間をかけて見込んでいます。
- ・現状維持。利用者の要望により対応します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	4	4	4
1人平均利用量(時間/月)	b	14.3	14.3	14.3
サービス利用量(時間/月)	a×b	57	57	57

⑤重度障害者等包括支援

■サービスの概要

常時介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。重度訪問介護の対象であって四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態の方などを対象としています。

■利用実績(令和2年度は見込み)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	0	0	0
1人平均利用量(時間/月)	b	0	0	0
サービス利用量(時間/月)	a×b	0	0	0

■見込み量・方策

利用実績や県内にサービス提供事業所がないことに基づき、現在のところ利用者を見込んでおりません。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	0	0	0
1人平均利用量(時間/月)	b	0	0	0
サービス利用量(時間/月)	a×b	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(雇成型)、就労継続支援B型(非雇成型)、就労定着支援、療養介護、短期入所(福祉型)、短期入所(医療型))

⑥生活介護

■サービスの概要

常に介護を必要とする方に、通所により、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

■利用実績(令和2年度は見込み)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	48	47	45
1人平均利用量(日/月)	b	19.1	20.0	20.2
サービス利用量(日/月)	a×b	915	940	908

■見込み量・方策

- ・利用実績に大きな伸びは見られないため新規の利用者数を年2人で見込んでいます。
- ・利用量は直近の1人平均利用日数に利用者数をかけ見込んでいます。
- ・在宅者について、日中の活動の場として提供していき、虐待防止やひきこもり対策として活用します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	47	49	51
1人平均利用量(日/月)	b	20.0	20.0	20.0
サービス利用量(日/月)	a×b	940	980	1020

⑦自立訓練(機能訓練)

■サービスの概要

地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の必要性を有する身体障がい者に対して、通所により期限内の身体的リハビリテーションを実施します。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月） a	2	1	1
1人平均利用量（日/月） b	18.0	23.0	23.0
サービス利用量（日/月） a×b	36	23	23

■見込み量・方策

- ・利用実績に基づき利用者の推計を行い、また施設や病院からの退所・退院者の利用も想定し見込んでいます。
- ・利用量は直近の1人平均利用日数に利用者数をかけ見込んでいます。
- ・施設や病院からの退所・退院者が地域生活へ移行する際に必要かどうかの検討を行い、提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月） a	2	2	2
1人平均利用量（日/月） b	23.0	23.0	23.0
サービス利用量（日/月） a×b	46	46	46

⑧自立訓練（生活訓練）

■サービスの概要

生活能力向上に係るもので、知的障がい者又は精神障がい者について、事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する助言等の支援を行います

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月） a	4	5	2
1人平均利用量（日/月） b	15.0	14.8	16.0
サービス利用量（日/月） a×b	60	74	32

■見込み量・方策

- ・利用実績に基づき利用者の推計を行い、また、施設や病院からの退所・退院者の利用も想定し見込んでいます。
- ・利用量は直近の1人平均利用日数に利用者数をかけ見込んでいます。
- ・退院・退所者が地域生活へ移行する際に必要かどうかの検討を行い、提供します。
- ・精神科病院入院中で退院を希望されている方の、在宅生活に向けての調整を病院側と行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月） a	3	4	5
1人平均利用量（日/月） b	14.0	14.0	14.0
サービス利用量（日/月） a×b	42	56	70

⑨就労移行支援

■サービスの概要

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	a	1	5
1人平均利用量（日/月）	b	2.0	17.6
サービス利用量（日/月）	a×b	2	88
			174

■見込み量・方策

・有期限のサービスではあるが利用者は増加傾向にあるため年2人の新規利用者を見込んでいます。

- ・利用量は直近の1人平均利用日数に利用者数をかけて見込んでいます。
- ・就労継続支援A型、B型利用者で一般就労の可能性がある方の就労移行支援サービス移行を促します。
- ・支給可能な期間が原則2年間となっているため適切なサービス提供を行います。
- ・就労支援部会を活用し、地域の障がい者の雇用環境、取り組みについて検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	a	14	16
1人平均利用量（日/月）	b	18.0	18.0
サービス利用量（日/月）	a×b	252	288
			324

⑩就労継続支援A型（雇用型）

■サービスの概要

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者に対して、雇用に基づく就労機会の提供や一般企業の雇用に向けた支援を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	a	14	16
1人平均利用量（日/月）	b	19.6	19.4
サービス利用量（日/月）	a×b	274	310
			351

■見込み量・方策

・利用実績より就労移行支援または一般就労への移行者等を勘案し利用者数を見込んでいます。また就労移行支援利用者のうち一般就労に結び付かなかった人の利用も想定しています。

- ・利用量は直近の1人平均利用日数に利用者数をかけ見込んでいます。
- ・就労継続支援B型利用者でA型利用（障がい者雇用）が可能な方に移行を促しま

す。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	20	21	22
1人平均利用量(日/月)	b	20.0	20.0	20.0
サービス利用量(日/月)	a×b	400	420	440

⑪就労継続支援B型（非雇用型）

■サービスの概要

就労の機会を通じて生産活動に係る知識及び能力の向上が期待できる障がい者に対して、具体的な仕事を通じた指導を実施し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会を提供し、雇用形態への移行を支援します。

■利用実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	62	61	70
1人平均利用量(日/月)	b	18.0	17.2	18.1
サービス利用量(日/月)	a×b	1119	1052	1264

■見込み量・方策

- ・利用実績・就労継続支援A型等への移行を勘案し、利用者数を見込んでいます。また就労移行支援利用者のうち就労に結び付かなかった人の利用も想定しています。
- ・利用量は直近の1人平均利用日数に利用者数をかけ見込んでいます。
- ・在宅の障がい者で就労を希望している方にサービスを提供します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	75	80	85
1人平均利用量(日/月)	b	18.0	18.0	18.0
サービス利用量(日/月)	a×b	1350	1440	1530

⑫就労定着支援

■サービスの概要

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図る為に必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	0	1	2

■見込み量・方策

- ・就労移行支援利用者を勘案し新規を年1人として見込んでいます。
- ・就労支援部会を活用しながら就労定着に向けての課題等を検討していきます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)		3	4	5

⑬療養介護

■サービスの概要

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	5	4	4

■見込み量・方策

- ・利用実績に基づき、現在の利用者4人と新規利用者を1人見込み利用者数を見込んでいます。
- ・現状維持し、利用者の要望により対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	5	5	5

⑭短期入所（福祉型）

■サービスの概要

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設において、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	a	2	2
1人平均利用量（日/月）	b	6.0	5.5
サービス利用量（日/月）	a×b	12	11

■見込み量・方策

- ・利用実績、地域生活への移行者等を勘案し利用者数を見込んでいます。
- ・利用量は直近の1人平均利用日数に利用者数をかけて見込んでいます。
- ・町内に短期入所事業所がないため、地域自立支援協議会等を活用しながら、事業所等への働きかけを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	a	3	4
1人平均利用量（日/月）	b	6.0	6.0
サービス利用量（日/月）	a×b	18	24

⑮短期入所（医療型）

■サービスの概要

短期入所（福祉型）のサービスに加えて医療的なケアも必要な重症心身障がい者・児を対象とした支援です。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	a	0	1
1人平均利用量（日/月）	b	0	2
サービス利用量（日/月）	a×b	0	2

■見込み量・方策

- ・短期入所（福祉型）利用実績、重症障がい児数を勘案して利用者を見込んでいます。
- ・利用量は短期入所（福祉型）の直近の1人平均利用日数に利用者数をかけて見込んでいます。
- ・重症心身障がい児のケースの相談があり、今後も利用者の要望に対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	a	1	1
1人平均利用量（日/月）	b	7.0	7.0
サービス利用量（日/月）	a×b	7	7

（3）居住系サービス

（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）

⑩共同生活援助（グループホーム）

■サービスの概要

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	17	18	23
うち精神障がい者の利用者数	3	5	6

■見込み量・方策

- ・市内のグループホーム事業所数が増えていることもあり希望者・支給決定者数も増加傾向にあります。一人暮らし等への移行による減を見込んで年2人の増を見込んでいます。
- ・施設退所者や病院退院者を地域移行するために利用促進します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	25	27	29
うち精神障がい者の利用者数	7	8	9

⑪施設入所支援

■サービスの概要

入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事の介護、その他省令で定める支援を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	30	29	27

■見込み量・方策

・利用実績、地域生活への移行者等を勘案し利用者数を見込んでいます（2年毎に1名減）。

・地域生活（在宅、グループホーム）への移行を推進していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	27	26	26

⑩自立生活援助

■サービスの概要

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	0	0	0

■見込み量・方策

・地域移行、地域定着支援利用者数、共同生活援助利用者数を勘案し見込んでいます。

・今後、地域移行・地域定着支援部会を設置予定のため部会を活用しながら課題解決に向けて対応を検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	1	1	1

（4）相談支援

（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

⑪計画相談支援

■サービスの概要

障がい福祉サービスを利用する者すべてに、サービス等利用計画書を作成し、相談支援専門員がサービス有効期間内にモニタリング等を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	19	24	43

■見込み量・方策

・利用実績、新規利用者等を勘案して見込んでいます。

・現状維持し、利用者の要望により対応していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	45	47	49

※利用者数はサービス利用支援、モニタリングの月平均利用人数。

⑩地域移行支援

■サービスの概要

施設や精神科病院に入所・入院している人が地域生活へ移行するための支援を行います。相談や手続き等の同行支援、入居支援などを行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	0	0	0

■見込み量・方策

- ・施設や病院からの退所・退院者の利用も勘案し見込んでいます。
- ・入所・入院中で退所・退院を希望されている方の、在宅生活に向けての調整を施設・病院側と行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	1	1	1

⑪地域定着支援

■サービスの概要

地域移行支援利用者や一人暮らしに移行した人等、地域生活が不安定な人に対して支援を行います。常時の連絡体制により、緊急時の訪問、緊急対応などを行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	0	0	0

■見込み量・方策

- ・施設や病院からの退所・退院者の利用も勘案し見込んでいます。
- ・地域生活（在宅）への移行を推進します。※グループホーム移行者は対象外。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	1	1	1

2. 障害児支援給付

児童福祉法による障がい児への支援サービス

(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援)

㉒児童発達支援

■サービスの概要

未就学の障がい児につき、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の提供を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	a	23	34	42
1人平均利用量（日/月）	b	14.8	14.6	14.4
サービス利用量（日/月）	a×b	340	497	603

■見込み量・方策

・利用者数は実績に基づき伸び率により推計を行い、利用量は実績を参考に1人当たり14日/月に利用者数をかけ見込んでいます。

・関係機関と連携し、必要な方へサービスを提供します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人/月）	a	52	62	72
1人平均利用量（日/月）	b	14.0	14.0	14.0
サービス利用量（日/月）	a×b	728	868	1008

㉓医療型児童発達支援

■サービスの概要

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人/月）	a	1	1	0
1人平均利用量（日/月）	b	6.0	7.0	0
サービス利用量（日/月）	a×b	6	7	0

■見込み量・方策

・利用者数の実績を参考に年2名と見込む。利用量は1人平均利用日数に利用者数をかけ見込んでいます。

・現状維持し、利用者の要望により対応します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	2	2	2
1人平均利用量(日/月)	b	6.0	6.0	6.0
サービス利用量(日/月)	a×b	12	12	12

④放課後等デイサービス

■サービスの概要

就学している障がい児に、授業終了後又は休業日に通所により、生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進を行います。

■利用実績(令和2年度は見込み)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	41	52	62
1人平均利用量(日/月)	b	13.9	13.1	14.1
サービス利用量(日/月)	a×b	571	670	873

■見込み量・方策

・利用者数の実績に基づき、年10名増と見込みます。利用量は1人平均利用日数に利用者数をかけ見込んでいます。

・関係機関と連携し、必要な方へサービスを提供します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	72	82	92
1人平均利用量(日/月)	b	14.0	14.0	14.0
サービス利用量(日/月)	a×b	1008	1148	1288

⑤保育所等訪問支援

■サービスの概要

保育所やその他の集団生活の施設に通う障がい児につき、当該施設へ訪問し、集団生活への適応の為に支援を行います。

■利用実績(令和2年度は見込み)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	2	3	4
1人平均利用量(日/月)	b	2.0	1.3	2.0
サービス利用量(日/月)	a×b	4	4	8

■見込み量・方策

・利用者数は支給決定実績と利用実績を勘案し見込みます。

・関係機関と連携し、必要な方へサービスを提供します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	5	6	7
1人平均利用量(日/月)	b	2.0	2.0	2.0
サービス利用量(日/月)	a×b	10	12	14

②⑥ 居宅訪問型児童発達支援

■サービスの概要

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援を提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人/月)	a	0	0	0
1人平均利用量(日/月)	b	0	0	0
サービス利用量(日/月)	a×b	0	0	0

■見込み量・方策

- ・沖縄県本島内にサービス提供事業所がないため利用者は見込んでいません。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	a	0	0	0
1人平均利用量(日/月)	b	0	0	0
サービス利用量(日/月)	a×b	0	0	0

②⑦ 障害児相談支援

■サービスの概要

障害児通所支援サービスを利用する者すべてに、障害児利用支援計画書を作成します。相談支援専門員がサービス有効期間内にモニタリングを行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)		3	10	19

■見込み量・方策

- ・利用実績、新規利用者等を勘案し見込んでいます。
- ・現状維持し、利用者の要望により対応します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)		23	25	27

※利用者数はサービス利用支援、モニタリングの月平均利用人数。

<その他>障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

■概要

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行うものとします。

事項	令和元年度末 の実績（人）	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量（人）			見込み量積 算方法
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1. 保育所	30	32	32	32	1園約4人×8園（町立1、認可7）=32人。
2. 認定こども園	0	4	4	4	1園4人（認可）。
3. 放課後児童健全育成事業（学童）	25	27	30	33	R3、9施設。R4、10施設。R5、11施設。
4. 幼稚園	18	14	14	14	1クラス2.3人×6クラス（与幼3、東幼3）=14人

（※子育て支援課よりデータ提供）

<参考データ>

本町における医療的ケア児の人数（令和2年4月1日時点）

医療的ケア児の人数			
0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計
2	4	2	8

※医療的ケア児・・・人工呼吸器等を使用したんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児
（平成29年3月8日付全国障害保健福祉関係主管課長会議より）

3. 地域生活支援事業

障害者総合支援法が規定するサービスの中で、障がい福祉サービス以外のサービスで、市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施する事業です。

<必須事業>

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの概要

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	1	1	0
実利用者数	100	100	0

■見込み量・方策

・令和3年度以降も、基本的には福祉まつり開催時に、障害福祉講演会を行い理解促進・啓発を行っていきます。

・障害分野のみであった福祉まつりを児童・高齢者分野も含めた形で開催する予定で、これまで以上に多くの方に、まつり・講演会に参加していただき、理解を深め合い、共生社会の実現を目指していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	100	100	100

(2) 自発的活動支援事業

■サービスの概要

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	0	0	0
実利用者数	0	0	0

■見込み量・方策

1年に1回程度の開催を予定します。利用者は10名程度を見込みます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	10	10	10

(3) 相談支援事業

①-1 障害者相談支援

■サービスの概要

障がい者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。また、権利擁護のために必要な援助を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	111	126	120
延べ利用回数	424	938	900
実施箇所	3	3	3

■見込み量・方策

- ・実績から推計しています。
- ・全サービス利用者には計画相談員がついているため、委託相談（一般相談）件数は横ばい見込み、現状維持を見込みます。困難ケース等の対応が多くなると考えられます。
- ・相談支援事業の周知は継続、周知方法は常に検討し効果的なものにしていき、必要な方が相談支援を受けられるよう取り組んでいきます。また計画相談員等との連携のあり方も協議していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	120	120	120
延べ利用回数	900	900	900
実施箇所	3	3	3

①-2 基幹相談支援センター

■サービスの概要

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに各種法に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	1	1	1
実利用者数	0	28	30

■見込み量・方策

- ・実利用見込み者数は令和2年度見込みと同数とします。
- ・委託相談、計画相談等との連携を検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	30	30	30

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

■サービスの概要

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	4	4	4
実利用者数	111	154	150

■見込み量・方策

- ・直営1か所（精神相談）、委託2か所（身体・知的、児童）、基幹相談支援センター体制で実施します。

- ・①-1、①-2を合わせた数値です。

- ・相談支援機能の強化を図ることを目的に基幹相談支援センターの業務内容等の見直しを検討します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	4	4	4
実利用見込み者数	150	150	150

③ 住居入居等支援事業

■サービスの概要

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	4	4	4
実利用者数	0	0	1

■見込み量・方策

- ・直営1か所（精神相談）、委託2か所（身体・知的、児童）、基幹相談支援センター体制で実施します。

- ・本町では、相談支援事業の中に、住居入居等支援事業が盛り込まれており、今後もそこで対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	4	4	4
実利用見込み者数	1	1	1

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの概要

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	0	0	1

■見込み量・方策

・これまでは数年に1回の報酬助成あったが、今後は申立てや報酬助成等増えると見込まれ、年2名とします。

・補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	0	0	0
実利用者数	0	0	0

■見込み量・方策

現段階では実施予定はなく、今後ニーズを確認しながら(実施)検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	0	0	0
実利用見込み者数	0	0	0

(6) 意思疎通支援事業

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

■サービスの概要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用件数	20	10	10

■見込み量・方策

- ・平成30年度の利用実績を参考に年20件見込みます。
- ・特定の方のみの利用となっているため、事業周知を行い必要度の高い方が利用できるよう実施していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み件数	20	20	20

②手話通訳者設置事業

■サービスの概要

役場窓口等に手話通訳者を設置し、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援します。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	0	0	0

■見込み量・方策

現段階では実施予定はなく、人口規模、聴覚障がい者数、聴覚障がいの来庁回数等を勘案し設置は厳しい状況です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	0	0	0

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービスの概要

重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

■利用実績（令和2年度は見込み）

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付等事業 計	265	282	293
①介護・訓練支援用具	1	0	1
②自立生活支援用具	3	5	4
③在宅療養等支援用具	0	1	2
④情報・意思疎通支援用具	16	16	15
⑤排泄管理支援用具	245	258	270
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	0	2	1

■見込み量・方策

- ・実績平均値から推計しています。
- ・V（排泄管理支援用具）は年12件増見込みます。
- ・医療機関や販売業者等から周知ができており、町ホームページでの周知も継続していきます。

単位：件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業 計	305	317	329
①介護・訓練支援用具	1	1	1
②自立生活支援用具	4	4	4
③在宅療養等支援用具	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	15	15	15
⑤排泄管理支援用具	282	294	306
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	1	1	1

（8）手話奉仕員養成研修事業

■サービスの概要

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実利用者数	8	8	0

■見込み量・方策

- ・講座定員10名から8割以上の修了者見込みます。
- ・奉仕員登録後の奉仕員の活用方法を検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	8	8	8

(9) 移動支援事業

■サービスの概要

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進する。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	20	20	20
延べ利用時間数	456	384	400

■見込み量・方策

- ・利用者数は実績を参考に、年1名の増を見込みます。
- ・利用量は、利用者数増に合わせ微増とします。
- ・ニーズを捉え、内容検討もしていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	21	22	23
延べ利用時間数	420	440	460

(10) 地域活動支援センター事業

■サービスの概要

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	1	1	1
実利用者数	35	38	37

■見込み量・方策

- ・毎年2名増見込みます。
- ・地域活動支援センター（交流センターひざし）の在り方、今後の方向性等検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	39	41	43

<任意事業>

(1) 日中一時支援事業

■サービスの概要

障がい児者の日中における活動の場を確保し、障がい等を日常的に介護している家族の一時的な休息及び障がい者等の家族の就労の支援を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	10	12	14
実利用者数	6	4	6

■見込み量・方策

- ・実施見込み箇所は毎年2事業所増とし、実利用見込み者は2年毎に1名の増とします。
- ・ニーズを捉え、内容検討もしていきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	16	18	20
実利用見込み者数	6	7	7

(2) レクリエーション活動等支援（Mixスポーツ教室）

■サービスの概要

障がい者（児）の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者（児）がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーションに係る教室等を開催し、障がい者（児）が社会参加活動を行うための環境の整備及び必要な支援を行います。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数			1
実利用者数			15

■見込み量・方策

- ・令和3年度までには定員20名充足予定。
- ・現在、知的障がい者の方が中心のため、身体や精神障がい者の方や障がい児も参加出来るように周知し、内容の検討を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	20	20	20

4. 地域生活支援促進事業（第6期計画より見込み開始）

地域生活支援事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします

（1）障害者虐待防止対策支援事業

（市町村障害者虐待防止センターの体制整備）

■サービスの概要

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施箇所数	1	1	1
実利用者数	2	3	2

■見込み量・方策

- ・福祉課内センター設置。緊急一時保護事業所委託済。実利用見込み者数は令和2年度見込みと同数とします。
- ・住民への周知強化を検討していく。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	2	2	2

（2）医療的ケア児等総合支援事業

①医療的ケア児の協議の場の設置

■サービスの概要

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため協議の場を設置し、総合的な支援体制を構築していきます。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置数	0	0	1

■見込み量・方策

- ・子ども支援部会の中で設置を予定します。
- ・子ども支援部会で関係機関が集まり連携確認等実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置見込み数	1	1	1

②医療的ケア児等コーディネーターの配置

■サービスの概要

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各市町村への配置促進を図ります。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置数	0	0	1

■見込み量・方策

- ・令和3年度以降も引き続き1名配置予定とします。
- ・コーディネーターの具体的な動きを検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置見込み数	1	1	1

(3) 発達障害児者及び家族等支援事業

家族のスキル向上支援事業

（ペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修）

■サービスの概要

子育てが気になる子どもの行動を理解し、適切な対応法を具体的に学び、練習することを通して、より良い親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目指し研修実施していきます。

■利用実績（令和2年度は見込み）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催数			1
参加者数			8

■見込み量・方策

- ・令和3年度以降も年1回、定員6～8名で講座を実施していきます。
- ・保護者ニーズを確認しながら事業内容を検討していきます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催見込み数	1	1	1
参加見込み者数	8	8	8

5. 更生医療、重度心身障害者医療費助成（参考データ）

今回計画より初めて参考データとして記載しております。記載目的としまして、腎臓機能障害、心臓機能障害対象者数増加傾向にあり、関係課（福祉課、健康保険課）で情報共有を行い、1人でも多くの方が健康的な生活がおくれるよう保健指導等への活用を図ります。

（1）更生医療

■サービスの概要

身体に障害のある18歳以上の方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようその障害を除去・軽減するための医療費を一部公費負担します。

（2）重度心身障害者医療費助成

■サービスの概要

身体障害者手帳の等級が1・2級または療育手帳の程度がA1・A2の方で、医療及び薬代等に要した自己負担分（健康保険適用後）を助成します。ただし、世帯の状況により所得制限があります。

■腎臓機能障害、心臓機能障害者数（身体障害者手帳交付状況参考）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
腎臓機能障害	49	54	61
心臓機能障害者数	173	184	188

■利用実績（令和2年度は見込み）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
更生医療 （心臓・腎臓）	給付決定件数	151	127	127
	給付額	33,547,287	20,189,260	28,739,324
重度心身障害 医療費助成	支給延人数	1,124	1,722	2,112
	助成額	28,643,176	28,480,037	26,155,500

第6章 本計画の推進及び評価について

本計画にかかげる基本理念の達成に向けて、総合的に施策を推進していくためには、本計画の進行を管理する体制づくりが必要となります。

そのため、本計画の進捗状況の把握とともに、国の制度改革の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、本計画の評価及び見直しを行う進捗管理体制の構築、本計画の推進に向けた連携強化を図ります。

1. 進行管理体制

本計画の進行管理にあたっては、与那原町地域自立支援協議会を計画の進行管理組織として位置づけます。

与那原町地域自立支援協議会においては、相談支援事業や障がい児者事業者を通じて、障がい児者の抱える課題や問題点の把握に努めます。一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、子ども支援や地域移行・地域定着支援の専門部会を設置し検討を行うなど、総合的かつ継続した支援へとつないでいきます。

計画の進捗管理については、事業の進捗状況の確認と改善に向けた助言を行うなど、効率的で効果的な計画推進に努めます。

2. 国や県並びに近隣市町村との連携

障がい児者に係わる施策は、国や県の制度、事業などを含むものであるため、国や県との連携を図りながら、計画の効果的な推進に努めていきます。

また、施策の中には、広域的に実施した方が効果的と考えられる事業などもあるため、近隣市町村との連携・調整についても検討を行います。

3. 民間ボランティア等との連携

計画の推進にあたっては、企業やボランティア、NPOなどの組織や団体との連携、協力体制の構築を進め、障がい児者に対する支援の充実に努めます。